



新成人の皆さん

忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう

国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで重い障害が残ったりしたときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度で、国が責任をもって運営しています。

◇義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

◇加入の手続き

学生や自営業者などの第1号被保険者となる方は、お住まいの市区町村役場で直接手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第2号被保険者の方や、その第2号被保険者に扶養される配偶者の第3号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

◇保険料の猶予・免除

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方のご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることなどを防止するための制度です。

そのほかに、経済的な理由等により保険料の納付が困難な方のために、「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

申請手続きなど詳しくは、お住まいの市町村役場、または最寄りの社会保険事務所にお問い合わせください。

仙北市の医療費(11月診療分)

●国保

世帯数	5, 336戸
被保険者数	10, 141人
総医療費	16, 328万0千円
1人あたり医療費	16, 101円

●福祉医療

受給者	3, 396人
個人負担への助成額	1, 619万7千円
1人あたり助成額	4, 769円

●後期高齢者医療被保険者数

1月1日現在	5, 512人
--------	---------